

坂出市立白峰中学校「いじめ防止基本方針」

令和元年6月改定

1 いじめ防止対策に関する基本的な方針

【学校基本理念】

「いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。」また「いじめはいつでも、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものであり、だれもが被害者にも加害者にもなりうるものである」との認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向け、「香川県いじめ防止基本方針」「坂出市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめをしない させない ゆるさない！」学校づくりに取り組む。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、近年、インターネットを介したいじめが増加するなど、複雑化、多様化していることから、学校、家庭、地域、関係機関等との連携協力を図りながら、その解決に向けた取組の推進に努める。

【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条 抜粋)

【学校及び職員の責務】

すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう在籍する生徒の保護者、地域住民、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、学校として組織的で適切かつ迅速にこれに対処し、全力で再発防止に努める。

2 いじめ防止のための基本事項

【推進体制】

(1) 「いじめ防止基本方針」の策定

国、県及び市の基本方針を基に、本校の「いじめ防止基本方針」を定める。また「いじめ防止基本方針」を具現化した計画・方策を立て、検証・改善しながら実行する。策定した「いじめ防止基本方針」については学校のホームページ等で公開する。

(2) 「生徒指導・いじめ対策委員会」の設置

いじめ防止対策を実効的に行うため、担当教頭、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、学年主任、養護教諭、スクールソーシャルワーカー、生徒指導補助員等により構成される「生徒指導・いじめ対策委員会」を置く。委員会は週1回定例会を開催する。いじめ事案発生時は、校長、関係教員、必要に応じてスクールカウンセラーを加えて緊急開催する。

【いじめの防止及び対応】

(1) いじめの未然防止

「いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こりうる」という認識を全職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

- ①生徒一人一人を大切にした「居場所づくり」「絆づくり」を行う。
- ②道徳教育・人権教育を基盤に、教育活動全体を通して人間関係を構築し、自己有用感を育む。
- ③教育相談活動の充実を図る。（年間2回、及び必要に応じて個別に実施）
- ④生徒会活動の活性化を図り、生徒の「心の絆」を深め、いじめ根絶、追放を目指した取組を行う。
- ⑤情報モラル教育の充実を図り、ネットいじめなどの対策を行う。
- ⑥情報収集として保護者、地域との連携を図る。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持ち、いじめを隠したり軽視したりせず厳正に認知する。

- ①毎月の「学校生活アンケート」、及び年間2回ある全校教育相談週間での相談アンケートと生徒の個別相談を全職員で実施する。
- ②生徒指導・いじめ対策委員会を週1回開催し、情報の共有を図る。
- ③生活ノート、部活ノートなどを活用し、教師との信頼関係を構築するとともに生徒、保護者との連携を密にする。
- ④職員間のコミュニケーションを密にし、クラスや生徒の変化に気付くことができるよう、職員室内で日頃の様子が話題となり、情報交換ができる雰囲気をつくる。
- ⑤「教師の目の届かないところでいじめが起こる」との認識で、昼休み等休み時間、清掃時、放課後に教師不在の空白の時間をつくらぬよう努める。
- ⑥職員の資質向上を図るため、事例研修を充実させ、早期発見に繋がる力を向上させる。

(3) いじめの早期対応

- ①いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒に対し「いじめは絶対に許さない」「全力で守る」ことを伝え、安心感をもたせる。
- ②いじめられている生徒、いじめている生徒に手分けして事情確認し、スクールカウンセラー、養護教諭等と連携し、根気よく、継続して指導を行う。
- ③生徒指導・いじめ対策委員会を開催し、担任等が一人で抱え込まないよう、組織的に対応する。

(4) いじめに対する具体的な対応

- ①発見及び通報を受けた職員は直ちに管理職に報告し、「生徒指導・いじめ対策委員会」を通して、情報を共有する。
- ②速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、事実確認を行う。
- ③いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の保護者に連絡する。
- ④事案に応じて教育委員会、関係機関と連携する。
- ⑤いじめの事案に関係する全ての生徒に、人間的成長につながるよう指導を行う。
- ⑥いじめが解消したと見られる場合でも、スクールカウンセラー等と連携して観察、心のケア、指導を継続する。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに関すること

- ①インターネット・ネットトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する教職員の指導力の向上や、関係機関と連携した指導及び生徒・保護者への啓発に努める。
- ②生徒・保護者に対して「情報モラル教室」を実施する。
- ③スマートフォン等の使用について、有益なツールとして活用する態度を育てるため、生徒がルールを考えて実行するようにさせる。
- ④生徒の表情・行動の変化やスマートフォン等の使用の変化など、生徒が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携を図る。
- ⑤インターネットを通じて行われるいじめを発見した場合、警察や関係機関と連携して書き込みや画像の削除等、迅速な対応を行う。

(6) 家庭・地域・関係機関との連携

- ①校種間連携を密にして、相談窓口や連絡体制の充実を図る。
- ②家庭や地域に対して、いじめの問題性、家庭教育の重要性などの啓発を行う。
- ③学校とPTAや地域団体との地域ネットワークづくりを推進する。

- ④犯罪行為に該当するいじめが発生した場合や生徒の生命・身体の安全が脅かされている場合には、警察や関係機関と連携を図り、迅速に対処する。
- ⑤生徒の背景に、家庭環境の深刻な要因が考えられる場合には、市こども課、西部子ども相談センター等と連携を図り対処する。

3 重大事態への対処

【いじめの重大事態の定義】

いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(いじめ防止対策推進法 第5章 重大事態への対処 第28条)

○調査を要する重大事態の例

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ・生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあった場合

【重大事態の対応】

- ①重大事態であると疑いが生じたり、判断したりした場合は、「対応マニュアル」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）等に基づき、速やかに組織的に対応する。
- ②調査は、当該重大事態への対処のため、同種の事態の発生の防止のための目的で行う。
- ③調査による事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して情報の提供を行う。
- ④調査結果は教育委員会を通して報告する。

4 その他留意事項

今後、法の施行状況や国・県の基本方針の変更等があれば、「いじめ防止基本方針」の見直しを検討し、必要があると認められるときはその結果に基づいて必要な措置を講じる。

※ 下線部は、令和元年度の改訂部分